

作成日 2023 年 02 月 16 日  
(最終更新日 20 年 月 日)

## 「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号： 2022-1-1146

課題名： 麻酔分娩時の胎児徐脈発生の危険因子

### 1. 研究の対象

2022 年 1 月から 2022 年 12 月の間に社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター愛育病院(東京都)で麻酔分娩を受けた方

### 2. 研究期間

研究期間：2023 年 4 月 (研究実施許可日) ~2024 年 3 月

### 3. 研究目的

麻酔分娩中の胎児徐脈発生の危険因子を同定する。

### 4. 研究方法

愛育病院の電子カルテおよび麻酔分娩経過表から診療情報を収集する。収集項目は個々の患者さんの年齢、身長および体重、ASA-PS 分類、人種、初産婦か否か、妊娠高血圧症の有無、麻酔導入前の胎児徐脈の有無、麻酔分娩導入理由、妊娠週数、麻酔導入前後の子宮口開大度、導入前後の Numerical Rating Scale、羊水指数、オキシトシンの使用状況、Occiput Posterior の有無、麻酔導入方法、麻酔時の Test dose の有無とその量、脊髄くも膜下麻酔時の使用薬剤とその量、ミリスロールの使用の有無とその量、昇圧薬の使用の有無とその量、導入後母体低血圧の有無、出産形態、Apgar Score とする。収集した情報は直ちに連結不可能な匿名化を行う。

## 5. 研究に用いる試料・情報の種類

患者さんの年齢，身長および体重，妊娠高血圧症の有無，妊娠週数等

## 6. 外部への試料・情報の提供

試料・情報は代表的機関で個人が特定できないよう匿名化し，電子的配信等により東北大学に提供されます。なお，対応表は作成しません。

## 7. 研究組織

東北大学病院

社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター愛育病院（代表機関）

## 8. 利益相反（企業等との利害関係）について

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、所属機関において利益相反の管理を受けたうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係についての公正性を保ちます。

## 9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

研究全般に関する問合せ窓口（連絡先）

東北大学病院 手術部（麻酔科）研究責任者：杉野繁一

宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1

東北大学病院病棟西 3F 麻酔科医局 TEL 022-717-7321

研究代表者：新原朋子

社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター愛育病院 麻酔科副部長  
〒105-8321

住所 東京都港区芝浦 1丁目 16-10 東北大学病院病棟東 3F 麻酔科医局

TEL 03-6453-7300

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合